

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則及び農産物検査法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）

（傍線部は改正部分）

改正後	現行
	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第六条）</p> <p>第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置</p> <p>第一節 計画的な流通の確保に関する措置</p> <p>第一款 生産者（第七条 第十四条）</p> <p>第二款 出荷取扱業（第十五条 第三十六条）</p> <p>第三款 自主流通法人（第三十七条 第四十二条）</p> <p>第四款 販売業（第四十三条 第六十一条）</p> <p>第五款 自主流通米価格形成センター（第六十二条 第六十八条）</p> <p>第二節 政府の買入れ及び売渡し（第六十九条 第七十条）</p> <p>第三節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第七十一条 第七十七条）</p> <p>第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第七十八條 第八十一条）</p> <p>第四章 雑則（第八十二条 第八十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

(基本指針)

第一条 農林水産大臣は、少なくとも毎年一回、十一月三十日及び翌年の三月三十一日までに、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「法」という。)(第四条第一項の規定により定めた基本指針を見直し、必要があると認めるときには、同条第六項の規定によりこれを変更するものとする。

(生産調整方針の認定を受けることができる者の規模)

第二条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(以下「令」という。)(第三条の農林水産省令で定める規模は、法第五条第一項の認定を受けようとする年の米穀の生産予定数量若しくは出荷予定数量又は当該年の前年の米穀の生産数量若しくは出荷数量のいずれか大きい数量が二十トンであることとする。

(生産調整方針の認定申請手続)

第三条 法第五条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一号により作成した生産調整方針を地方農政事務所長(地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長。第三十四条第二項を除き、以下同じ。)(に提出しなければならない。

(生産調整方針の認定基準)

第四条 法第五条第三項第三号(令第四条第二項において準用する場合を含む。)(の農林水産省令で定める基準は、生産調整方針の内容が法令に

(農業者の動向等の参酌)

第一条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(以下「令」という。)(第一条第一項の規定による農業者の動向の参酌、同条第二項の規定による農業者の動向の参酌及び同条第三項の規定による農業者の意向の参酌は、農業者の組織する団体等が米穀の生産調整の円滑な推進を図るために行つた活動の状況を踏まえて行つものとする。

(米穀の生産調整の対象となる土地)

第二条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「法」という。)(第三条第二項の農林水産省令で定める土地は、水田から水田以外のものとされた土地とする。

(米穀の生産調整の対象となる水田の要件)

第三条 法第三条第二項の農林水産省令で定める要件は、水稻の耕作の目的に供することができるものと認められるものとして農林水産大臣が定める基準に適合する土地であることとする。

(生産調整実施計画)

第四条 令第三条の確認を受けようとする農業者は、米穀の生産調整の実施に関する計画(以下「生産調整実施計画」という。)(を作成し、これ

違反するものでないこととする。

(米穀安定供給確保支援機構の指定の申請)

第五条 法第八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 二 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 三 法第八条第一項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面
- 四 法第九条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
- 五 法第九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面
- 六 もち米の需給の安定に係る業務その他の米穀の安定供給の確保を支援することを目的とする業務（法第九条に掲げる業務を除く。）を行っている場合にあつては、当該業務の内容を記載した書面

を当該農業者の住所地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

2 生産調整実施計画には、令第二条第一項の生産調整対象水田についての所在、地番、面積及び米穀の生産活動の調整の方法その他農林水産大臣が定める事項を記載しなければならない。

(米穀の生産調整の確認に係る通知)

第五条 市町村長は、生産調整実施計画を提出した農業者について令第三条の確認をしたときは、当該確認をしたことを、文書をもって当該農業者に通知するものとする。

(機構の名称等の変更の届出)

第六条 法第八条第一項の米穀安定供給確保支援機構(以下「機構」といふ。)は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(業務規程の記載事項)

第七条 法第十一条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 貸付金の使途
- 二 保証に係る債務の種類
- 三 業務に必要な資金の造成に関する事項
- 四 その他法第九条第一号及び第二号に掲げる業務を実施する上で必要

(米穀の生産活動の調整の方法)

第六条 法第三条第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 稲以外の作物の作付けを行うこと。
- 二 作物の作付けを行わないこと(農林水産大臣が定めるところにより土地の管理が行われる場合に限る。)
- 三 作付けを行った稲について、出穂期以降糊熟期以前の稲の刈取りその他農林水産大臣が定める手段により米穀の生産を行わないこと。
- 四 飼料の用その他農林水産大臣が定める用途に供する米穀の生産を行うこと。
- 五 その他農林水産大臣が定める方法

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 計画的な流通の確保に関する措置

第一款 生産者

(計画出荷申出数量の申出)

第七条 令第七条第二項の規定により法第五条第一項の計画出荷米(以下「計画出荷米」といふ。)として売り渡し、又は売渡しを委託しようとする米穀の数量を申し出ようとする者は、農林水産大臣が定める期間内にするものとする。

2 農林水産大臣は、令第七条第二項の規定による申出があつたときは、都道府県知事及び市町村長に対し、当該申出に係る同項の計画出荷申出

な事項

数量を通知するものとする。

(業務規程の認可の基準)

第八条 法第十一条第一項の認可の基準は、法第九条第一号及び第二号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

(計画出荷変更申出数量の申出)

第八条 令第十条第一項の規定により同項の予定計画出荷基準数量の変更を申し出ようとする者は、農林水産大臣が定める期日までにすることとする。

(事業計画等の認可の申請)

第九条 機構は、法第十二条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（法第八条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(表示)

第九条 法第五条第一項後段の表示は、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所）の職員が別記様式第一号による証印を押し付けて付すものとする。

(区分経理の方法)

2 機構は、法第十二条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に申請しなければならない。

(政府売渡申出数量の申出)

第十条 令第十六条において読み替えて準用する令第七条第二項の規定により政府米として売り渡し、又は売渡しを委託しようとする米穀の数量を申し出ようとする者は、農林水産大臣が定める期間内にするものとする。

第十条 機構は、法第九条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「貸付業務」という。）に係る経理及び同条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「債務保証業務」という。）に係る経理についてそれぞれ特別の勘定を設け、貸付業務に係る経理、債務

保証業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区別して整理しなければならない。

2 | 第五条第二項第六号に規定する業務に係る経理は、前項のその他の業務に係る経理において整理するものとする。

2 | 農林水産大臣は、令第十六条において読み替えて準用する令第七条第二項の規定による申出があったときは、都道府県知事及び市町村長に対し、当該申出に係る同項の政府売渡申出数量を通知するものとする。

(政府売渡変更申出数量の申出)

第十一条 令第十六条において読み替えて準用する令第十条第一項の規定により同項の予定政府買入基準数量の変更を申し出ようとする者は、農林水産大臣が定める期日までにするものとする。

(変更の申請等)

第十二条 第五条第三項の規定により同条第一項の計画出荷基準数量の変更を申請しようとする者は、令第十八条第一号の期日までに、次に掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣に提出するものとする。

一 変更に係る増加数量又は減少数量

二 変更に係る減少数量のうち計画出荷米以外の米穀として売り渡そうとするものの数量及び当該米穀の売渡予定期日

2 | 農林水産大臣は、第五条第三項の規定による変更の申請があったときは、十日以内に当該変更を承認するかどうかを決定し、これを文書をもって当該生産者に通知するものとする。

3 | 第五条第三項の規定により承認された減少に係る変更の申請は、第十四条の規定の適用については、これを同条の規定による届出書の提出とみなす。

(出荷契約)

第十三条 法第五条第四項の規定により同項の出荷契約（以下「出荷契約」という。）をしようとする者は、農林水産大臣が定める基準により、主たる計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託（以下「売渡し等」という。）の相手方とする第一種登録出荷取扱業者（次項第二号において「主たる第一種登録出荷取扱業者」という。）を定めるものとする。

2 出荷契約には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 米穀の生産者の氏名又は名称及び住所
- 二 第一種登録出荷取扱業者又は第一種出荷取扱業の登録を受けようとする者（以下「第一種登録出荷取扱業者等」という。）の氏名又は名称、住所及び主たる第一種登録出荷取扱業者又はそれ以外の者の別
- 三 米穀の生産者が第一種登録出荷取扱業者等に売渡し等をしようとする当該年産の計画出荷米の数量
- 四 その他必要な事項

(計画出荷米以外の米穀に係る届出)

第十四条 法第五条第五項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二号による届出書を地方農政事務局長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務局長。第八十五条第二項を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

第二款 出荷取扱業

(第一種出荷取扱業の登録の申請)

第十五条 法第七条第一項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により登録を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に、別記様式第三号による申請書を食糧事務所長に提出しなければならない。

- 一 第一種登録出荷取扱業者の行う第一種出荷取扱業を譲り受けて当該第一種出荷取扱業を行おうとする者 当該第一種出荷取扱業を譲り受ける日の一週間前まで
- 二 沖縄県の区域において第一種出荷取扱業を行おうとする者（前号に掲げる者を除く。） 五月十一日から二十四日まで
- 三 前二号に掲げる者以外の者 六月一日から十四日まで

(第一種出荷取扱業の登録に係る事業計画書の記載事項)

第十六条 法第七条第二項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）次条において同じ。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者と出荷契約を締結しているその申請に係る都道府県の区域内の米穀の生産者の氏名又は名称及び住所
- 二 前号の生産者から売渡し等を受けようとする当該年産の計画出荷米の数量
- 三 申請者と法第九条第一項第四号の自主流通契約（以下「自主流通契約」という。）を締結しているその申請に係る都道府県の区域内の第

二種登録出荷取扱業者若しくは第二種出荷取扱業者の登録を受けようとする者（以下「第二種登録出荷取扱業者等」という。）又は法第二十八条第三項の自主流通法人（以下「自主流通法人」という。）若しくは自主流通法人の指定を受けようとする者（以下「自主流通法人等」という。）の氏名又は名称及び住所

四 その他必要な事項

（第一種出荷取扱業者の登録の申請書の添付書類）

第十七条 法第七条第二項の農林水産省令で定める書類は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（申請者が第一種登録出荷取扱業者の行う第一種出荷取扱業者を譲り受けて当該第一種出荷取扱業者を行おうとする者である場合にあつては、当該各号に掲げる書類及び当該申請者が当該第一種登録出荷取扱業者から当該第一種出荷取扱業者に係る債権債務のすべてを承継する者であることを証する書面）とする。

一 申請者が法人である場合

イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

ロ 最近の事業年度における貸借対照表、収支決算書及び財産目録

ハ 法第九条第一項第二号の施設を権原に基づいて利用できることを証する書面

ニ 出荷契約の契約書の写し及び自主流通契約の契約書の写し

ホ 申請者が法第九条第一項第五号から第七号までに該当しないことを誓約する書面

二 申請者が個人である場合

イ 申請者（申請者に法定代理人がある場合には、申請者及びその法定代理人）の氏名及び住所を証する書類並びに履歴書

ロ 最近の財産状態を明らかにする書類

ハ 前号八及び二に掲げる書類

二 申請者が法第九条第一項第五号及び第六号に該当しないことを誓約する書面

（第一種出荷取扱業に必要な施設）

第十八条 法第九条第一項第二号（法第十条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、米穀を保管するための倉庫とする。

（計画出荷米の売渡し等に係る手続）

第十九条 法第九条第一項第三号（法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により行う当該年産の計画出荷米の売渡し等は、書面により売買契約又は売渡委託契約（次項及び第三項において「売買契約等」という。）を締結してするものとする。

2 前項の売渡し等の当事者は、同項の規定による書面による売買契約等の締結に代えて、情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるものにより売買契約等の内容を相互に提供することができる。この場合において、売買契約等の当事者は、前項の規定による書面による売買契約等の締結をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、第一種登録出荷取扱業者の使用に係る電子計算機と生産者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、売買契約等の当事者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、第一種登録出荷取扱業者の使用に係る電子計算機と生産者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(第一種登録出荷取扱業者等の自主流通契約)

第二十条 法第九条第一項第四号(法第十条第三項において準用する場合を含む。)の規定により締結する自主流通契約には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 第一種登録出荷取扱業者等の氏名又は名称及び住所

二 第二種登録出荷取扱業者等又は自主流通法人等の氏名又は名称及び住所

三 第一種登録出荷取扱業者等が第二種登録出荷取扱業者等又は自主流通法人等に売渡し等をしようとする当該年産の自主流通米の数量

四 その他必要な事項

2 前項の自主流通契約は、六月十五日（沖縄県の区域内の第一種登録出荷取扱業者等にあつては、五月二十四日）までに締結するものとする。

（第一種出荷取扱業者の登録の期日等）

第二十一条 法第十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む）

（の農林水産省令で定める期日は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。）

一 第一種登録出荷取扱業者の行う第一種出荷取扱業を譲り受けて当該第一種出荷取扱業を行おうとする者に係る登録 当該第一種出荷取扱業を譲り受ける日

二 沖縄県の区域に係る第一種出荷取扱業者の登録（前号に掲げる登録を除く。） 五月三十一日

三 前二号に掲げる登録以外の登録 六月三十日

2 法第十条第一項ただし書の登録の有効期間は、当該登録を受けた日から第一種出荷取扱業を譲り渡した第一種登録出荷取扱業者に係る登録の有効期間の満了の日までとする。

（第一種出荷取扱業者の承継の届出）

第二十二条 法第十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、別様式第四号による届出書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、地方農政事務所長に提出しなければならない。

一 第一種登録出荷取扱業者について相続があつた場合

- イ 法第十一条第一項の相続人（相続人に法定代理人があるときは、相続人及びその法定代理人。八において同じ。）の氏名及び住所を証する書類並びに履歴書
 - ロ 相続があったことを証する書面
 - ハ 法第十一条第一項の相続人が法第九条第一項第五号及び第六号に該当しないことを誓約する書面
 - ニ 第一種登録出荷取扱業者について合併があった場合
 - イ 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の定款及び登記簿の謄本
 - ロ 合併後存続する法人又は合併により設立した法人が法第九条第一項第五号から第七号までに該当しないことを誓約する書面
 - 三 第一種登録出荷取扱業者について分割があった場合
 - イ 分割により第一種出荷取扱業の全部を承継した法人の定款及び登記簿の謄本
 - ロ 分割計画書又は分割契約書の写し
 - ハ 分割により第一種出荷取扱業の全部を承継した法人が法第九条第一項第五号から第七号までに該当しないことを誓約する書面
- （第一種出荷取扱業の登録事項の変更の届出）
- 第二十三条 法第十二条の規定による届出をしようとする者は、別記様式第五号による届出書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、地方農政事務所に提出しなければならない。
- 一 法第七条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があった場合

変更に係る事項を記載した登記簿の謄本又はこれに代わる書面

- 二 法第七条第一項第三号に掲げる事項に変更があった場合 変更に係る役員が法第九条第一項第五号及び第六号に該当しないことを誓約する書面

(第一種出荷取扱業者の廃止の届出)

第二十四条 法第十三条の規定による届出をしようとする者は、別記様式第六号による届出書を地方農政事務所長に提出しなければならない。

(第一種登録出荷取扱業者の遵守事項)

第二十五条 法第十六条第一項の農林水産省令で定める場合は、自らとう精(委託によるとう精を含む。以下同じ。)した米穀の売渡し等をする場合とする。

2 法第十六条第二項の第一種登録出荷取扱業者の遵守すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 善良なる管理者の注意をもって計画出荷米の管理を行うこと。
- 二 精米の売渡し等をする場合(農林水産大臣が定める場合を除く。)には、農林水産大臣が定める品位に関する基準(以下「品位基準」という。)に適合するものの売渡し等を行うこと。

三 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)第十三条第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された玄米及び精米(同項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された玄米を原料としてとう精されたものを含む。以下「検査米」

と^レい^フ。) の^レ売^渡し等^をする^場合^には、^産地、^品種^及び^生産^年を^明ら^かに^して^売渡^し等^をする^こと。

四 不^当に、^売渡^し等^を行^う者^に対^して、^割戻^しそ^の他^特別^の利^益の^提供^をし^ない^こと。

(第一種登録出荷取扱業者の帳簿)

第二十六条 第一種登録出荷取扱業者は、当該年産の米穀について、法第十七条第一項の帳簿を備え、最終の記載をした日から三年間、これを保存しなければなら^ない。

2 法第十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 売^渡し等^を受^けた^計画^出荷^米の^自主^流通^米又^は政^府米^の別^の数^量及^びそ^の相^手方^の氏^名又^は名^称

二 売^渡し等^をし^た計^画出^荷米^の自^主流^通米^又は^政府^米の^別の^数量^及び^その^相手^方の^氏名^又は^名称

三 その他必要な事項

(第一種登録出荷取扱業者の事業報告書の作成)

第二十七条 法第十七条第二項の事業報告書は、別記様式第七号により作成しなければなら^ない。

(第二種出荷取扱業者の登録の申請)

第二十八条 法第二十二條第一項 (法第二十七條第一項) において読み替

て準用する法第十条第三項において準用する場合を含む。()の規定により登録を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に、別記様式第三号による申請書を地方農政事務所に提出しなければならない。

- 一 第二種登録出荷取扱業者の行う第一種出荷取扱業を譲り受けて当該第二種出荷取扱業を行おうとする者 当該第二種出荷取扱業を譲り受ける日の一週間前まで
- 二 沖縄県の区域において第二種出荷取扱業を行おうとする者(前号に掲げる者を除く。) 五月十一日から二十四日まで
- 三 前二号に掲げる者以外の者 六月一日から十四日まで

(第二種出荷取扱業の登録に係る事業計画書の記載事項)

第二十九条 法第二十一条第二項(法第二十七条第一項において読み替えて準用する法第十条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者と自主流通契約を締結しているその申請に係る都道府県の区域内の第一種登録出荷取扱業者等の氏名又は名称及び住所
 - 二 前号の第一種登録出荷取扱業者等から売渡し等を受けようとする当該年産の計画出荷米の数量
 - 三 申請者と自主流通契約を締結している自主流通法人等の名称及び住所
- 四 その他必要な事項

(第二種出荷取扱業の登録の申請書の添付書類)

第三十条 法第二十二條第二項の農林水産省令で定める書類は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類(申請者が第二種登録出荷取扱業者の行う第二種出荷取扱業を譲り受けて当該第二種出荷取扱業を行おうとする者である場合にあつては、当該各号に掲げる書類及び当該申請者が当該第二種登録出荷取扱業者から当該第二種出荷取扱業に係る債権債務のすべてを承継する者であることを証する書面)とする。

一 申請者が法人である場合

イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

ロ 最近の事業年度における貸借対照表、収支決算書及び財産目録

ハ 自主流通契約の契約書の写し

二 申請者が法第二十四條第一項第三号から第五号までに該当しないことを誓約する書面

二 申請者が個人である場合

イ 申請者(申請者に法定代理人がある場合には、申請者及びその法定代理人)の氏名及び住所を証する書類並びに履歴書

ロ 最近の財産状態を明らかにする書類

ハ 前号八に掲げる書面

二 申請者が法第二十四條第一項第三号及び第四号に該当しないことを誓約する書面

(第二種登録出荷取扱業者等の自主流通契約)

第三十一条 法第二十四條第一項第二号(法第二十七條第一項において読

み替えて準用する法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により自主流通法人等と締結する自主流通契約には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第二種登録出荷取扱業者等の氏名又は名称及び住所
- 二 自主流通法人等の名称及び住所
- 三 第二種登録出荷取扱業者等が自主流通法人等に売渡し等をしようとする当該年産の自主流通米の数量
- 四 その他必要な事項

2 前項の自主流通契約は、六月十五日（沖縄県の区域内の第二種登録出荷取扱業者等にあつては、五月二十四日）までに締結するものとする。

（第二種出荷取扱業の登録の期日等）

第三十二条 法第二十七条第一項において読み替えて準用する法第十条第三項（法第二十七条第一項において読み替えて準用する法第十条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期日は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

- 一 第二種登録出荷取扱業者の行う第二種出荷取扱業を譲り受けて当該第二種出荷取扱業を行おうとする者に係る登録 当該第二種出荷取扱業を譲り受ける日

二 沖縄県の区域に係る第二種出荷取扱業の登録（前号に掲げる登録を除く。） 五月三十一日

三 前二号に掲げる登録以外の登録 六月三十日

2 法第二十七条第一項において読み替えて準用する法第十条第一項ただ

し書の登録の有効期間は、当該登録を受けた日から第二種出荷取扱業者譲り渡した第二種登録出荷取扱業者に係る登録の有効期間の満了の日までとする。

(準用)

第三十三條 第二十二條から第二十四條までの規定は、第二種出荷取扱業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二十二條	法第十一條第二項	法第二十七條第一項において準用する法第十一條第二項
第二十二條各号	第一種登録出荷取扱業者	第二種登録出荷取扱業者
第二十二條第一号 イ及びハ	法第十一條第一項	法第二十七條第一項において読み替へて準用する法第十一條第一項
第二十二條第一号 ハ及び第二十三條	法第九條第一項第五号及び第六号	法第二十四條第一項第三号及び第四号

第二号	第二十二条第二号 口及び第三号八	法第九条第一項第五号 から第七号まで	法第二十四条第一項第二 号から第五号まで
第二十三条	法第十二条	法第二十七条第一項にお いて読み替えて準用する 法第十二条	
第二十三条第一号	法第七条第一項第一号 又は第二号	法第二十二條第一項第一 号又は第二号	
第二十三条第二号	法第七条第一項第三号	法第二十二條第一項第三 号	
第二十四条	法第十三条	法第二十七条第一項にお いて読み替えて準用する 法第十三条	

(第二種登録出荷取扱業者の遵守事項)

第三十四条 法第二十七条第一項において準用する法第十六条第一項の農
林水産省令で定める場合は、登録出荷取扱業者がとう精した米穀の売渡

し等をする場合とする。

- 2 法第二十七条第一項において準用する法第十六条第二項の第二種登録出荷取扱業者の遵守すべき事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 善良なる管理者の注意をもって計画出荷米の管理を行うこと。
 - 二 精米の売渡し等をする場合（農林水産大臣が定める場合を除く。）には、品位基準に適合するものの売渡し等をする事。
 - 三 検査米の売渡し等をする場合には、産地、品種及び生産年を明らかにして売渡し等をする事。
 - 四 不当に、売渡し等を行う者に対して、割戻しその他特別の利益の提供をしない事。

（第二種登録出荷取扱業者の帳簿）

第三十五条 第二種登録出荷取扱業者は、当該年産の米穀について、法第二十七条第一項において準用する法第十七条第一項の帳簿を備え、最終の記載をした日から三年間、これを保存しなければならない。

2 法第二十七条第一項において準用する法第十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 売渡し等を受けた計画出荷米の自主流通米又は政府米の別の数量及びその相手方の氏名又は名称
- 二 売渡し等をした計画出荷米の自主流通米又は政府米の別の数量及びその相手方の氏名又は名称
- 三 その他必要な事項

(第二種登録出荷取扱業者の事業報告書の作成)

第三十六条 法第二十七条第一項において準用する法第十七条第二項の事業報告書は、別記様式第八号により作成しなければならない。

第三款 自主流通法人

(自主流通法人の指定の申請)

第三十七条 法第二十八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 二 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 三 法第二十八条第一項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面
- 四 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎及び技術的能力を有することを明らかにする書類
- 五 売渡し等を受けることができる自主流通米の数量を明らかにする書類
- 六 自主流通契約の契約書の写し

七 法第二十八条第一項第四号に適合することを証する書類

八 法第二十八条第二項第二号から第四号までに該当しないことを誓約する書面

(自主流通法人の名称等の変更の届出)

第三十八条 自主流通法人は、法第二十八条第四項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(自主流通計画の認可の申請)

第三十九条 自主流通法人は、法第三十条第一項前段の認可を受けようとするときは、同項の自主流通計画（以下「自主流通計画」という。）に従い行おうとする業務の開始の月の前月の十五日までに、当該自主流通計画を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 自主流通法人は、法第三十条第一項後段の規定により変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 自主流通法人は、法第三十条第四項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた後二十日以内に、変更しようとする事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(自主流通計画の内容)

第四十条 法第三十条第二項各号に掲げる事項は、別記様式第八号の二により定めるものとする。

2 法第三十条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、法第二十九条第一項第一号に掲げる業務の実施に関する事項及び自主流通米の同項第二号の調整保管（以下「調整保管」という。）の数量に関する事項とする。

(自主流通計画の認可の基準)

第四十一条 法第三十条第三項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 自主流通計画に従って自主流通米の売渡しが確実に行われると見込まれること。
- 二 自主流通計画に従って自主流通米の売渡しが行われることにより、自主流通米の計画的な流通が確保されると認められること。
- 三 自主流通計画に従って法第四十九条第一号の価格形成施設（以下「価格形成施設」という。）において自主流通米の売渡しが行われることにより、自主流通米の取引の指標とすべき適正な価格の形成が図られると認められること。

(報告)

第四十二条 自主流通法人は、法第三十一条の規定による報告をしようとする。

するときは、毎月、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これをその翌月の末日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 自主流通米の売渡しに係る数量
- 二 各月末日における自主流通米の備蓄の数量及び調整保管の数量
- 三 その他必要な事項

2 自主流通法人は、法第三十一条の規定による報告をしようとするときは、毎年、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これを四月末日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 自主流通米の買受け又は売渡しの受託に係る数量
- 二 その他必要な事項

3 自主流通法人は、法第三十一条の規定による報告をしようとするときは、毎年、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これを十一月末日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 自主流通計画に従って行う業務の開始の日から翌年十月末日までの期間内の自主流通米の売渡しに係る数量
- 二 自主流通計画に従って行う業務の開始の日から翌年十月末日までの期間内に価格形成施設において売り渡した自主流通米の数量
- 三 その他必要な事項

(事業報告書等の提出)

第四十二条の二 自主流通法人は、法第三十一条の規定により事業報告書及び収支決算書を提出しようとするときは、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

第四款 販売業

(卸売業の登録の申請)

第四十三条 法第三十六条第一項（法第四十一条第一項において読み替えて準用する法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により登録を受けようとする者は、別記様式第九号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、申請者が登録卸売業者の行う卸売業を譲り受けて当該卸売業を行おうとする者である場合にあつては、当該卸売業を譲り受ける日の二週間前までにしなければならない。

(卸売業の登録に係る事業計画書の記載事項)

第四十四条 法第三十六条第二項（法第四十一条第一項において読み替えて準用する法第十条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請に係る都道府県の区域内の計画流通米の主な販売先の氏名又は名称及び住所
- 二 申請に係る都道府県の区域における計画流通米の年間販売見込数量
- 三 その他必要な事項

(卸売業の登録の申請書の添付書類)

第四十五条 法第三十六条第二項の農林水産省令で定める書類は、次の各

号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（申請者が登録卸売業者の行う卸売業を譲り受けて当該卸売業を行おうとする者である場合にあつては、当該各号に掲げる書類及び当該申請者が当該登録卸売業者から当該卸売業に係る債権債務のすべてを承継する者であることを証する書面）とする。

一 申請者が法人である場合

イ 登記簿の謄本

ロ 最近の事業年度における貸借対照表、収支決算書及び財産目録

ハ 法第三十八条第一項第二号の施設を権原に基づいて利用できることを証する書面

ニ 令第二十九条の基準に適合する場合にあつては、当該基準に適合することを証する書類

ホ 申請者が法第三十八条第一項第四号から第六号までに該当しないことを誓約する書面

二 申請者が個人である場合

イ 申請者（申請者に法定代理人がある場合には、申請者及びその法定代理人）の氏名及び住所を証する書類

ロ 最近の財産状態を明らかにする書類

ハ 前号ハ及びビニに掲げる書類

ニ 申請者が法第三十八条第一項第四号及び第五号に該当しないことを誓約する書面

（卸売業に必要な施設）

第四十六条 法第三十八条第一項第二号（法第四十一条において読み替えて準用する法第十条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、袋詰精米を製造するためのとう精施設とする。

（年間販売見込数量に係る基準）

第四十七条 令第二十九条の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 申請に係る都道府県の区域内の登録小売業者の需要に対応して必要な銘柄の米穀を売り渡す能力を有していること。
- 二 精米の品質の向上を図るために必要なとう精施設で農林水産大臣が定めるものを権原に基づいて利用できること。
- 三 申請に係る都道府県以外の一の都道府県の区域における計画流通米の年間販売見込数量が四千精米トン以上であると認められること。

（卸売業の登録の期日等）

第四十八条 法第四十一条第一項において読み替えて準用する法第十条第一項（法第四十一条第一項において読み替えて準用する法第十条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期日は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 登録卸売業者の行う卸売業を譲り受けて当該卸売業を行おうとする者に係る登録 当該卸売業を譲り受ける日

二 令第二十九条の基準に適合する場合に係る登録（前号に掲げる登録

を除く。) 法第三十六条第一項の規定による登録の申請があつた日の属する月の翌々月の十五日

三 前二号に掲げる登録以外の登録 法第三十六条第一項の規定による登録の申請があつた日の属する月の翌々月の一

2 法第四十一条第一項において読み替えて準用する法第十条第一項ただし書の登録の有効期間は、当該登録を受けた日から卸売業を譲り渡した登録卸売業者に係る登録の有効期間の満了の日までとする。

(準用)

第四十九条 第二十二條から第二十四條までの規定は、卸売業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二條	法第十一條第二項	法第四十一條第一項において読み替えて準用する法第十一條第二項
第二十二條から第二十四條まで	地方農政事務所長	都道府県知事
第二十二條各号	第一種登録出荷取扱業者	登録卸売業者

第二十二條第一号	第二十二條第一号 イ及びハ	法第十一條第一項	法第四十一條第一項において読み替えて準用する 法第十一條第一項
第二十二條第一号 イ	第二十二條第一号 氏名及び住所を証する書類並びに履歴書	氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類
第二十二條第一号 ハ及び第二十三號二号	法第九條第一項第五号及び第六号	法第九條第一項第五号及び第六号	法第三十八條第一項第四号及び第五号
第二十二條第二号 イ及び第三号イ	定款及び登記簿の謄本	登記簿の謄本	
第二十二條第二号 ロ及び第三号ハ	法第九條第一項第五号から第七号まで	法第三十八條第一項第四号から第七号まで	
第二十三條	法第十二條	法第四十一條第一項において読み替えて準用する 法第十二條	
第二十三條第一号	法第七條第一項第一号	法第三十六條第一項第一号	

	又は第二号	号又は第二号
第二十三条第二号	法第七条第一項第三号	法第三十六条第一項第二号
第二十四条	法第十三条	法第四十一条第一項において読み替えて準用する法第十三条

(登録卸売業者の遵守事項)

第五十条 法第四十一条第一項において読み替えて準用する法第十六条第一項の農林水産省令で定める場合は、登録出荷取扱業者、自主流通法人又は登録卸売業者がとう精した米穀を販売する場合とする。

2 法第四十一条第一項において読み替えて準用する法第十六条第二項の登録卸売業者の遵守すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 精米を販売する場合（農林水産大臣が定める場合を除く。）には、品位基準に適合するものを販売すること。
- 二 検査米又は産地、品種及び生産年について輸出国の公的機関による証明を受けた外国産米（第六十条第二項第二号において「証明米」という。）を販売する場合には、産地、品種及び生産年を明らかにして販売すること。

(登録卸売業者の帳簿)

第五十一条 登録卸売業者は、法第四十一条第一項において準用する法第十七条第一項の帳簿を、最終の記載をした日から三年間、保存しなければならない。

2 法第四十一条第一項において準用する法第十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 買い受けた計画流通米の数量及びその相手方の氏名又は名称
- 二 販売した計画流通米の数量及びその相手方の氏名又は名称
- 三 その他必要な事項

(登録卸売業者の事業報告書の作成)

第五十二条 法第四十一条第一項において読み替えて準用する法第十七条第二項の事業報告書は、別記様式第十号により作成しなければならない。

(小売業の登録の申請)

第五十三条 法第四十二条第一項(法第四十七条第一項において読み替えて準用する法第十条第三項において準用する場合を含む。)の規定により登録を受けようとする者は、別記様式第九号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、申請者が登録小売業者の行う小売業を譲り受けて当該小売業を行おうとする者である場合にあつては、当該小売業を譲り受ける日の二週間前までにしなければならない。

(小売業の登録に係る事業計画書の記載事項)

第五十四条 法第四十二条第二項(法第四十七条第一項において読み替えて準用する法第十条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請に係る都道府県の区域における計画流通米の年間販売見込数量
- 二 販売所ごとの事業の開始の日
- 三 その他必要な事項

(小売業の登録の申請書の添付書類)

第五十五条 法第四十二条第二項の農林水産省令で定める書類は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類(申請者が登録小売業者の行う小売業を譲り受けて当該小売業を行おうとする者である場合にあっては、当該各号に掲げる書類及び当該申請者が当該登録小売業者から当該小売業に係る債権債務のすべてを承継する者であることを証する書面)とする。

- 一 申請者が法人である場合
 - イ 登記簿の謄本
 - ロ 最近の事業年度における貸借対照表、収支決算書及び財産目録
 - ハ 法第四十四条第一項第二号の施設を権原に基づいて利用できることを証する書面
- 二 申請者が法第四十四条第一項第三号から第五号までに該当しないことを誓約する書面

二 申請者が個人である場合

イ 申請者（申請者に法定代理人がある場合には、申請者及びその法定代理人）の氏名及び住所を証する書類

ロ 最近の財産状態を明らかにする書類

ハ 前号八に掲げる書面

二 申請者が法第四十四条第一項第三号及び第四号に該当しないことを誓約する書面

（小売業に必要な施設）

第五十六条 法第四十四条第一項第二号（法第四十七条第一項において読み替えて準用する法第十条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、米穀の販売を行うための売場その他の常設の事業所とする。

（変更登録）

第五十七条 法第四十五条第二項の規定により同条第一項の変更登録を受けようとする者は、法第四十二条第一項第二号に掲げる事項を変更しよととする日の二週間前までに、別記様式第十一号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第四十五条第三項において読み替えて準用する法第四十二条第二項の農林水産省令で定める事項は、変更に係る事項とする。

3 法第四十五条第三項において読み替えて準用する法第四十二条第二項の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 事業計画書

二 変更に係る事項を記載した登記簿の謄本又はこれに代わる書類

三 第五十五条第一号八に掲げる書面

4 法第四十五条第一項の変更登録は、法第四十二条第一項第二号に掲げる事項を変更する日に行うものとする。

(小売業の登録の期日等)

第五十八条 法第四十七条第一項において読み替えて準用する法第十条第一項(法第四十七条第一項において読み替えて準用する法第十条第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める期日は、法第四十二条第一項の規定による登録の申請があつた日の属する月の翌々月の一日(登録小売業者の行う小売業を譲り受けて当該小売業を行おうとする者に係る登録にあつては、当該小売業を譲り受ける日)とする。

2 法第四十七条第一項において読み替えて準用する法第十条第一項ただし書の登録の有効期間は、当該登録を受けた日から小売業を譲り渡した登録小売業者に係る登録の有効期間の満了の日までとする。

(準用)

第五十九条 第二十一条から第二十四条までの規定は、小売業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二條	法第十一條第二項	法第四十七條第一項において読み替えて準用する 法第十一條第二項
第二十二條から第二十四條まで	地方農政事務所長	都道府県知事
第二十二條各号	第一種登録出荷取扱業者	登録小売業者
第二十二條第一号 イ及びハ	法第十一條第一項	法第四十七條第一項において読み替えて準用する 法第十一條第一項
第二十二條第一号 イ	氏名及び住所を証する書類並びに履歴書	氏名及び住所を証する書類
第二十二條第一号八 及び第二十三條第一号	法第九條第一項第五号及び第六号	法第四十四條第一項第三号及び第四号
第二十二條第二号 イ及び第三号八	定款及び登録簿の謄本	登記簿の謄本

第二十二條第二号 口及び第三号八	法第九條第一項第五号 から第七号まで	法第四十四條第一項第三号 から第五号まで
第二十三條	法第十二條	法第四十七條第一項において読み替えて準用する 法第十二條
第二十三條第一号	法第七條第一項第一号 又は第二号	法第四十七條第一項において読み替えて準用する 法第十二條
第二十三條第二号	法第七條第一項第一号 又は第二号	法第四十二條第一項第三号
第二十四條	法第十三條	法第四十七條第一項において読み替えて準用する 法第十三條

(登録小売業者の遵守事項)

第六十條 法第四十七條第一項において読み替えて準用する法第十六條第一項の農林水産省令で定める場合は、米穀を消費者に販売する場合その

他農林水産大臣が定める場合とする。

2 法第四十七条第一項において読み替えて準用する法第十六条第二項の登録小売業者の遵守すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 精米を販売する場合（農林水産大臣が定める場合を除く。）には、品位基準に適合するものを販売すること。

二 検査米又は証明米を販売する場合には、産地、品種及び生産年を明らかにして販売すること。

三 農林水産大臣が定めるところにより、登録小売業者であることを示す標識を掲示すること。

（登録小売業者の帳簿）

第六十一条 登録小売業者は、法第四十七条第一項において準用する法第十七条第一項の帳簿を、最終の記載をした日から三年間、保存しなければならない。

2 法第四十七条第一項において準用する法第十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 買い受けた計画流通米の数量及びその相手方の氏名又は名称

二 販売した計画流通米の数量

三 その他必要な事項

第五款 自主流通米価格形成センター

（米穀価格形成センターの指定の申請）

（自主流通米価格形成センターの指定の申請）

第十一条 法第十八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第十八条第一項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面

四 法第十九条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

五 法第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

(センターの名称等の変更の届出)

第十二条 法第十八条第一項の米穀価格形成センター(以下「センター」という。)は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

(業務規程の記載事項)

第十三条 法第二十条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条第一号の価格形成施設(以下この条において「価格形成

第六十二条 法第四十八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第四十八条第一項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面

四 法第四十九条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

五 法第四十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

(センターの名称等の変更の届出)

第六十三条 法第四十八条第一項の自主流通米価格形成センター(以下「センター」という。)は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

(業務規程の記載事項)

第六十四条 法第五十条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 価格形成施設を開設する地に関する事項

施設」という。()を開設する地に関する事項

二 (略)

三 法第二十条の売買取引(以下「売買取引」という。()を行うことができない者に関する事項

四 (略)

五 売買取引の決済に関する事項

六・七 (略)

八 売買取引に関し必要な事項を調査審議する委員会の設置及び運営に関する事項

2 前項第八号に掲げる事項にあつては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 委員の要件に関する事項

二 委員の身分保障に関する事項

三 委員の職務上知り得た秘密の保持に関する事項

四 委員会の意見に関する事項

(業務規程の認可の基準)

第十四条 法第二十条第一項の認可の基準は、法第十九条第一号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

二 (略)

三 法第五十二条第一項の売買取引(以下この条において「売買取引」という。()を行う者に関する事項

四 売買取引に係る自主流通米の銘柄、数量及び価格(自主流通米の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図るために必要な値幅の制限を含む。()に関する事項

五 (略)

六・七 (略)

(業務規程の認可の基準)

第六十五条 法第五十条第一項の認可の基準は、法第四十九条第一号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

(計画流通米の年間買受見込数量)

第六十五条の二 令第三十四条第二号の農林水産省令で定める数量は、四千玄米トンとする。

(公表事項)

第六十六条 法第五十三条の農林水産省令で定める事項は、自主流通米の取引の指標とすべき価格とする。

(事業計画等の認可の申請)

第六十七条 センターは、法第五十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（法第四十八条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 センターは、法第五十四条第二項の規定により、事業報告書及び収支決算書を提出しようとするときは、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第六十八条 センターは、法第五十五条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(公表事項)

第十五条 法第二十三条の農林水産省令で定める事項は、米穀の取引の指標とすべき価格とする。

(事業計画等の認可の申請)

第十六条 センターは、法第二十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（法第十八条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 センターは、法第二十四条第二項の規定により、事業報告書及び収支決算書を提出しようとするときは、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第十七条 センターは、法第二十五条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)

第十八条 法第二十九条の規定による米穀の買入れ又は売渡しを随意契約により行う場合にあつては、米穀の需給状況を参酌し、買入れ又は売渡しの相手方を定めるものとする。

(米穀の買受資格者)

第十九条 法第二十九条の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 米穀を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行う者
- 二 米飯の販売の事業を行う者
- 三 国の機関、地方公共団体その他法第二十九条の規定により政府から買入れた米穀を公共用、公用又は公益事業の用に供すると認められる者

第二節 政府の買入れ及び売渡し

(米穀の政府買入れ)

第六十九条 政府は、令第三十五条第一項の米穀で農林水産大臣の定める条件を満たすものについて、買入れを行うものとする。

(標準売渡価格を告示する米穀)

第七十条 法第六十一条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める米穀は、水稲うるち玄米一等及び二等の米穀で農林水産大臣が定める銘柄のものとする。

第三節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

（納付金の納付を要しない米穀等の用途）

第七十一条 令第三十九条第三号の農林水産省令で定める用途は、繊維製品染色糊又は特定朝食シリアルの製造に使用される原材料とする。

（納付金の納付の申出）

第七十二条 令第四十条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第十三号による申出書を地方農政事務所に提出するものとする。

2 令第四十条第二項（令第四十条第五項において準用する場合を含む。）

（）の農林水産省令で定める事項は、輸入に係る米穀等の種類及び数量並びに納付金の単価とする。

3 令第四十条第三項（令第四十条第五項において準用する場合を含む。）

（）の農林水産省令で定める書類は、契約書その他輸入に係る米穀等の種類及び数量を確認できる書類とする。

4 令第四十条第四項の規定による記載事項の変更の申出をしようとする者は、別記様式第十四号による変更の申出書を地方農政事務所に提出するものとする。

（納付金の納付を要しない米穀等の用途）

第二十条 令第七条第三号の農林水産省令で定める用途は、繊維製品染色糊又は特定朝食シリアルの製造に使用される原材料とする。

（納付金の納付の申出）

第二十一条 令第八条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第二号による申出書を地方農政事務所に提出するものとする。

2 令第八条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の農林

水産省令で定める事項は、輸入に係る米穀等の種類及び数量並びに納付金の単価とする。

3 令第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の農林

水産省令で定める書類は、契約書その他輸入に係る米穀等の種類及び数量を確認できる書類とする。

4 令第八条第四項の規定による記載事項の変更の申出をしようとする者は、別記様式第三号による変更の申出書を地方農政事務所に提出するものとする。

5 令第八條第六項の規定による通知は、別記様式第四号による通知書を交付して行うものとする。

(米穀の輸入数量の届出)

第二十二條 法第三十五條の規定による届出をしようとする者は、別記様式第五号による届出書を地方農政事務所に提出しなければならない。

2 (略)

(米穀の輸出数量の届出)

第二十三條 法第三十六條の規定による届出をしようとする者は、別記様式第六号による届出書を地方農政事務所に提出しなければならない。

(輸出数量の届出を要しない米穀)

第二十四條 令第十条第八号の農林水産省令で定める米穀は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)の規定により派遣された国際緊急援助隊又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の規定により派遣された国際平和協力隊に送付される米穀とする。

5 令第四十條第六項の規定による通知は、別記様式第十五号による通知書を交付して行うものとする。

(米穀の輸入数量の届出)

第七十三條 法第六十五條の二の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六号による届出書を地方農政事務所に提出しなければならない。

2 (略)

(米穀の輸出数量の届出)

第七十四條 法第六十五條の三の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六号の二による届出書を地方農政事務所に提出しなければならない。

(輸出数量の届出を要しない米穀)

第七十五條 令第四十條の三第八号の農林水産省令で定める米穀は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)の規定により派遣された国際緊急援助隊又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の規定により派遣された国際平和協力隊に送付される米穀とする。

第七十六條及び第七十七條 削除

第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置

(麦の政府買入れ)

第二十五条 政府は、令第十一条第一項の麦で農林水産大臣の定める条件を満たすものについて、買入れを行うものとする。

(標準売渡価格を告示する麦)

第二十六条 法第四十三条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める麦は、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

(納付金の納付を要しない麦等の用途)

第二十七条 令第十四条第三号の農林水産省令で定める用途は、国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第三条の登録を受けたホテル業を営む者によるその登録に係るホテルにおける使用とする。

(準用)

第二十八条 第二十二条の規定は、法第四十五条第一項の納付金について令第十五条において準用する令第八条の納付金の納付手続について準用する。この場合において同条第一項中「別記様式第二号」とあるのは、「別記様式第七号」と、同条第四項中「別記様式第三号」とあるのは、「別

(麦の政府買入れ)

第七十八条 政府は、令第四十一条第一項の麦で農林水産大臣の定める条件を満たすものについて、買入れを行うものとする。

(標準売渡価格を告示する麦)

第七十九条 法第六十八条第二項において準用する法第六十一条第五項(法第六十八条第二項において準用する法第六十一条第七項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める麦は、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

(納付金の納付を要しない麦等の用途)

第八十条 令第四十四条第三号の農林水産省令で定める用途は、国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第三条の登録を受けたホテル業を営む者によるその登録に係るホテルにおける使用とする。

(準用)

第八十一条 第七十二条の規定は、法第七十条第一項の納付金について令第四十五条において準用する令第四十条の納付金の納付手続について準用する。この場合において同条第一項中「別記様式第十三号」とあるのは、「別記様式第十七号」と、同条第四項中「別記様式第十四号」とある

記様式第八号」と、同条第五項中「別記様式第四号」とあるのは「別記様式第九号」と読み替えるものとする。

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第二十九条 法第四十七条第一項の農林水産省令で定める規模は、当該年度の米穀の出荷予定数量若しくは販売予定数量又は前年度の米穀の出荷数量若しくは販売数量のいずれか大きい数量が二十精米トンであることとする。

2 法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 法第四十七条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の事業の開始予定時期及び同項の規定による届出時点における年間出荷予定数量又は年間販売予定数量とする。

4 第一項及び前項の出荷予定数量、販売予定数量、出荷数量及び販売数量には、自ら生産した米穀であつて、法第四十七条第一項の規定による届出をした者に出荷し、又は販売するものの数量は含まないものとする。

5 法第四十七条第二項又は第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十一号又は第十二号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(届出事業者の帳簿)

第三十条 法第四十八条の規定による帳簿の記載事項は、次に掲げるとお

のは「別記様式第十八号」と、同条第五項中「別記様式第十五号」とあるのは「別記様式第十九号」と読み替えるものとする。

りとする。

一 米穀の種類別の出荷数量又は販売数量（自ら生産した米穀であつて、法第四十七条第一項の規定による届出をした者に出荷し、又は販売するものの数量は含まない。）

二 自ら生産した米穀のみの出荷又は販売を行う者以外の者にあつては次に掲げる事項

イ 米穀の種類別の出荷若しくは売渡しの委託を受けた数量又は買受数量

ロ 米穀の種類別の在庫数量

2 前項の帳簿は、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3 第一項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

（主要食糧の交付）

第三十一条 農林水産大臣は、令第十六条第一項の規定により主要食糧の交付を受けた者が交付の条件に違反し、その他不正の行為をしたときは、その者に対し、主要食糧の価格に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（調査）

第四章 雑則

（主要食糧の交付）

第八十二条 農林水産大臣は、令第四十六条第一項の規定により主要食糧の交付を受けた者が交付の条件に違反し、その他不正の行為をしたときは、その者に対し、主要食糧の価格に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（調査）

第三十二条 法第五十一条の調査は、主要食糧の生産量、販売量、購入量、消費量等につき行うものとする。

(身分を示す証明書)

第三十三条 法第五十二条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第十三号によるものとする。

(権限の委任)

第三十四条 法及び令に規定する農林水産大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方農政局長（北海道にあつては、北海道農政事務所長）に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第一項並びに令第四条第一項及び第三項の規定による権限

二 法第三十五条及び第三十六条の規定による権限

三 法第四十七条の規定による権限

四 法第五十二条第一項の規定による権限

五 令第八条第一項、第四項及び第六項（これらの規定を令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による権限

2 (略)

第八十三条 法第七十四条の調査は、主要食糧の生産量、販売量、購入量、消費量等につき行うものとする。

(身分を示す証明書)

第八十四条 法第七十五条第一項又は第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第二十号によるものとする。

(権限の委任)

第八十五条 法及び令に規定する農林水産大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方農政局長（北海道にあつては、北海道農政事務所長）に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第五項の規定による権限

二 法第二章第二節第二款の規定による権限

三 法第六十五条の二及び第六十五条の三の規定による権限

四 法第七十五条第一項の規定による権限

五 令第四十条第一項、第四項及び第六項（これらの規定を令第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による権限

2 前項の各号に掲げる権限であつて地方農政事務所の管轄区域に係るものは、当該地方農政事務所長に委任する。

改 正 案	現 行
<p>（品位等検査に係る種類の検査）</p> <p>第一条 品位等検査に係る種類についての検査は、輸入に係る農産物（玄米、精米、小麦及び大麦を除く。）にあつては農産物検査法（以下「法」という。）第二条第二項並びに農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号。第二十三条において「令」という。）第一条第一項及び第二項に掲げる農産物の種類について行い、その他の農産物にあつては次の表の上欄に掲げる農産物の種類についてそれぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行ふ。</p> <p>（略）</p> <p>（銘柄の検査の特例）</p> <p>第十一条 法第十四条第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第三条又は第四条の品位等検査を受けた米穀（精米を除く。）であつて、法第十五条第一項第三号に掲げる場合に該当するため品位等検査を受けていないものとみなされたものについて、法第五条第一項の品位等検査を行う場合</p> <p>二 （略）</p>	<p>（品位等検査に係る種類の検査）</p> <p>第一条 品位等検査に係る種類についての検査は、輸入に係る農産物（玄米、精米、小麦及び大麦を除く。）にあつては農産物検査法（以下「法」という。）第二条第二項並びに農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号）第一条第一項及び第二項に掲げる農産物の種類について行い、その他の農産物にあつては次の表の上欄に掲げる農産物の種類についてそれぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行ふ。</p> <p>（略）</p> <p>（銘柄の検査の特例）</p> <p>第十一条 法第十四条第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第三条若しくは第四条の品位等検査又は法第三十四条第一項第一号に掲げる米穀についての同項の品位等検査を受けた米穀（精米を除く。）であつて、法第十五条第一項第三号に掲げる場合に該当するため品位等検査を受けていないものとみなされたものについて、法第五条第一項又は第十五条第二項の品位等検査を行う場合</p> <p>二 （略）</p>

(登録検査機関の登録)

第十三条 法第十七条第一項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に手数料に相当する額の収入印紙をはり付け、かつ、定款又は寄附行為、登記簿の謄本、役員の氏名及び住所を記載した書面、申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類を添え、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一～三 (略)

四 農産物検査を行おうとする区域

五～八 (略)

(登録検査機関の照会先)

第二十三条 令第四条第二項の農林水産省令で定める者は、農産物の出荷の事業を行う者とする。

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

第二十六条 (略)

(登録検査機関の登録)

第十三条 法第十七条第一項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に手数料に相当する額の収入印紙をはり付け、かつ、定款又は寄附行為、登記簿の謄本、役員の氏名及び住所を記載した書面、申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類を添え、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一～三 (略)

四 農産物検査を行おうとする区域及び農産物検査を行おうとする場所

五～八 (略)

第二十三条 (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

(政府が所有する米麦の品位等検査に係る銘柄の検査の特例)

第二十六条 法第三十四条第二項において準用する法第十四条第二項の農林水産省令で定める場合は、法第三十四条第一項第二号に掲げる米穀についての同項の品位等検査を受けた米穀(精米を除く。)であつて、法第十五条第一項第三号に掲げる場合に該当するため品位等検査を受けていないものとみなされたものについて法第三十四条第一項の品位等検査を受ける場合とする。

附則(平成二十二年二月二十五日農林水産省令第七号)

(国の検査の受付の条件)

第三条 改正法附則第三条第一項の規定により農林水産大臣が行う農産物検査(以下「国の検査」という。)は、輸入に係る農産物にあつては十トンに満たないもの、輸入に係る農産物以外の農産物であつて包装されていないものにあつては五百キログラムに満たないもの、その他の農産物にあつてはその種類ごとに農林水産大臣が定める条件を欠くものについては、次に掲げる場合を除き、行わない。

一 米穀を主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第五条第一項の計画出荷米として売り渡し、又はその売渡しを委託するため品位等検査を受ける場合

二 改正法による改正後の農産物検査法(以下「新法」という。)(第四条第一項の品位等検査を受ける場合)

附則(平成二十二年二月二十五日農林水産省令第七号)

(国の検査の受付の条件)

第三条 改正法附則第三条第一項の規定により農林水産大臣が行う農産物検査(以下「国の検査」という。)は、輸入に係る農産物にあつては十トンに満たないもの、輸入に係る農産物以外の農産物であつて包装されていないものにあつては五百キログラムに満たないもの、その他の農産物にあつてはその種類ごとに農林水産大臣が定める条件を欠くものについては、次に掲げる場合を除き、行わない。

<p>一 量目についての条件を欠く米穀について改正法による改正後の農産物検査法（以下「新法」という。）<u>第五条第二項（新法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）</u>の品位等検査を受ける場合</p> <p>二 <u>新法第六条第一項の品位等検査を受ける場合</u></p> <p>三 <u>新法第十五条第二項の品位等検査を受ける場合</u></p> <p>四 <u>新法第三十四条第一項の品位等検査を行う場合</u></p>	<p>三 量目についての条件を欠く米穀について<u>新法第五条第二項（新法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）</u>の品位等検査を受ける場合</p> <p>四 <u>新法第六条の品位等検査を受ける場合</u></p> <p>五 <u>新法第十五条第二項の品位等検査を受ける場合</u></p> <p>六 <u>新法第三十四条第一項の品位等検査を行う場合</u></p>
---	--